

いばらき宅建

I B A R A K I T A K K E N



No.152
2026.8



筑波山からの夜景

CONTENTS

総会開催報告.....	2
空き家等管理活用支援法人の取組状況の報告／ 空家相談研修受講案内.....	3
内閣府からのお知らせ「重要土地等調査法」の 届出制度について.....	4
犯罪収益移転防止法について／茨城県より 「国土利用計画法」に基づく届出制度	5
判例紹介－耐震基準の説明－.....	6-7

【宅建士 業務管理者要件 指定講習修了証をお持ちの方】更新案内／ 茨城宅建より「会員名簿」発行形態変更のお知らせ	8
会員情報（メールアドレス）ご回答のお願い.....	9
法定講習会はインターネットからお申込みできます	10
開業セミナー開催中！／ 会報誌「いばらき宅建」廃刊のお知らせ.....	11
新入会員紹介（R8.2.1～7.31）.....	12

総会開催報告

5月28日（木）午後1時より、水戸プラザホテルにおいて当日出席者数120名、委任状による出席者数1,092名計1,212名出席のもと、（公社）茨城県宅地建物取引業協会令和8年度定時総会並びに（公社）全国宅地建物取引業保証協会茨城本部令和8年度定時総会が開催されました。全議案は原案通り可決承認され、滞りなく終了いたしました。

第3号議案において承認され、同日開催の第3回理事会において選任された役員は次の通りです。

会長・本部長	倉田 建一（土浦・つくば）
副会長・副本部長	三輪 善夫（石岡）
副会長・副本部長	関根 一彦（古河・岩井）
副会長・副本部長	車 孝則（水戸）
専務理事・専任幹事	加藤 健司（鹿行）



張替武敏前会長



倉田建一新会長



空き家等管理活用支援法人 の取組状況の報告



空き家等に対する取り組みについて

●活動報告

令和6（2024）年、国土交通省が策定した「不動産業による空き家対策推進プログラム」において、「流通」にスポットが当てられ、空き家対策における不動産業の役割、重要性が改めて認識されました。当協会ではかねてより、地方公共団体との連携による不動産業の活動拡大の側面から「空家等管理活用支援法人」の指定を受けるべく活動しております。令和8年度6月末時点では、小美玉市をはじめ計11市町（下記参照）よりご指定をいただき、活動しております。

**小美玉市・大洗町・桜川市・筑西市・下妻市・鹿嶋市
笠間市・常総市・石岡市・城里町・龍ケ崎市**

引き続き、各自治体様と効果的な連携を進めるべく活動して参りますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

※空家等管理活用支援法人制度とは令和5年に改正された空家等対策の推進に関する特別措置法において、空家等管理活用支援法人制度が新たに創設されました。

この制度の狙いは、指定により、民間法人が公的立場から活動しやすい環境を整備し、空家等の管理・活用に関する普及啓発などの業務を行うことで、空家等対策に取り組む市町村の補完的な役割を果たしていくことにあります。

「不動産業による空き家対策推進プログラム」の詳細については「不動産業による空き家対策推進プログラム」で検索もしくは、国土交通省 HP にてご確認ください。

空家相談研修受講案内



ハトサポから、空家相談研修を受講できることはご存じですか？

この研修では、不動産の流通を通じて、宅建業者が空き家の管理、活用や除却等の空き家問題対策に取り組み、地域の活性化に寄与して頂くことを目的に、空き家相談に必要な基礎知識や空き家固有の対応などを中心に解説します。

今後実務で役立つこと必至の内容となっております。この機会にぜひご受講ください。受講を修了なされますと、修了証が発行できます。

こちらのバナーから
受講へお進みください



「重要土地等調査法」の届出制度について

重要土地等調査法では、重要施設の敷地の周囲おおむね1,000メートルの区域内及び国境離島等の区域内の区域を、注視区域・特別注視区域として指定し、区域内の土地等では機能阻害行為が行われることを防止するため、それらの土地等の利用の状況を把握する調査を行います。

特別注視区域内では、面積が200㎡以上の土地・建物を売買等する際には、あらかじめ内閣府に届出をすることが必要になります。

宅地建物取引業者の皆様におかれましては、特別注視区域内における土地・建物の売買等の仲介等を行う際に、**重要土地等調査法に基づく届出義務について、当事者に対して重要事項として説明することが必要**となりますので、適切にご対応いただけますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

届出様式や記載要領は内閣府ホームページの「届出について」のページに掲載しておりますのでご確認ください。

茨城県内の特別注視区域（※令和8年8月時点）

<対象自治体>

○小美玉市 ○土浦市 ○稲敷郡阿見町

<対象施設>

○百里基地 ○後方支援学校、霞ヶ浦駐屯地、朝日燃料支処、霞ヶ浦高射教育訓練場

※売買等の対象となる土地・建物が上記特別注視区域に含まれるかどうかについては、下記内閣府ホームページをご確認ください。なお、重要土地等調査法に基づく注視区域・特別注視区域図に関し、届出を行う利用者の利便性の向上を目的として、内閣府ホームページ内に「重要土地ウェブ地図」を公開しておりますのでこの機会にご活用ください。

★令和8年4月～、以下事項を改正しておりますので、ご確認ください

（届出様式の改正）

○法人代表者の国籍等について、該当するかどうかだけではなく、該当する場合は当該代表者の国籍等を記載いただくことや、利用目的について、届出人が自由記述する形ではなく、凡例の中から選択いただく形とする、等の改正を行いました。

（オンライン届出の拡充）

○これまで、売主と買主が連名で届出を行う場合等、オンライン届出ができないケースがありましたが、そういった場合でもオンライン届出が可能となりました。ぜひ、オンライン届出をご活用ください。

内閣府ホームページ

URL⇒ <https://www.cao.go.jp/tochi-chosa/>
または、「内閣府 重要土地」で検索



重要土地ウェブ地図

URL⇒ <https://www.resum2.go.jp/>



問い合わせ先 内閣府 重要土地等調査法コールセンター 電話番号 0570-001-125（平日9:30～17:30）

犯罪収益移転防止法に係るさらなる対応のお願いについて

宅地建物取引業者は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（以下「犯罪収益移転防止法」）において特定事業者として指定されており、同法にもとづく各種対応が急務となっております。今般、国交省よりさらなる対応の徹底が求められていることから、会員各位におかれましては、あらためて制度へのご理解と以下のご対応をお願い申し上げます。

①特定取引（宅地建物の売買・代理・媒介）に係る相手方の確認や「疑わしい取引の届け出」のさらなる徹底

これらはいずれも法律上の義務とされておりますが、特に「疑わしい取引の届け出」につきましては、金融業界など他の業界に比べ、宅建業界の取り組みが不十分との指摘を w 受けております。「疑わしい取引の届け出」につきましては、届出の判断基準が国交省より公表されておりますので、ご参照のうえ、是非とも対応の徹底をお願い致します。

②不動産反社データベースの活用促進と、「該当可能性あり」の場合の届け出の実施

不動産反社データベースは、全宅連のハトサポからもアクセスが可能ですので、こちらを積極的にご活用いただき、照会結果が「該当可能性あり」となった案件につきましては、疑わしい取引として届け出いただきますようお願いいたします。

③「リスク評価書」の作成

マネロンリスクの意識向上を図るため、会員各社におきまして「リスク評価書」を作成するよう、国交省から要請を受けております。国交省としては令和 8 年度中に全事業者の対応完了を目指しておりますので、未着手の方は、できるだけ早期の対応をお願いいたします。

リスク評価書の雛形につきましては、[国土交通省ホームページ](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bf_000025.html)からダウンロードをお願いします。

国土交通省 Q R https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bf_000025.html



④その他、犯罪収益移転防止法対策には、犯罪収益移転防止法ハンドブックをご活用ください。

本年 1 月に、本会も含む業界団体で構成する「不動産における犯罪収益移転防止及び反社会的勢力による被害防止のための連絡協議会」（事務局：（公財）不動産流通推進センター）において、「宅地建物取引業における犯罪収益移転防止のためのハンドブック（通称：犯収法ハンドブック）」の改訂第 5 版が公開されておりますのでご活用下さい。

本件に関しまして、ハトサポサイト内「ワード・エクセル契約書式」でも各種資料を閲覧できるようになりましたので、併せてお知らせいたします。

＜ハトサポ内での閲覧方法＞ ハトサポ➡ワード・エクセル契約書式➡犯罪収益移転防止法関連様式

お知らせ「2026.3.16 犯罪収益移転防止法に係るさらなる対応のお願いについて」を検索

※閲覧にはハトサポのログイン ID・パスワードが必要です。

国土利用計画法に基づく届出制度

県からのお知らせ

土地は貴重な資源であり、私たちの生活や企業活動にとって不可欠な基盤です。そのため国土利用計画法では、土地取引の届出が義務付けられています。

売買などにより一定面積以上の土地の権利を取得した方は、契約締結日を含めて 2 週間以内に、土地の所在する市町村への届出が必要になりますので、周知についてよろしくお願いします。

届出の
必要な
面積

【市街化区域】 2,000 平方メートル以上

【市街化区域以外の都市計画区域】 5,000 平方メートル以上

【都市計画区域外の区域】 10,000 平方メートル以上



茨城県 HP「国土利用計画法に基づく届出制度」について



—耐震基準の説明—

耐震基準を満たさない旨説明せず、適合証明を添付した売主業者に対する買主業者の損害賠償請求が棄却された事例

売主業者のリフォーム再販物件を購入した買主業者が、購入後に耐震基準を満たしていない旨の記載がある建物概要を入手し、売主に対し損害賠償金等の支払を求めたところ、耐震基準適合証明書が添付されていたとしても、本来の価値を上回る代金の支出を余儀なくされたという損害を被ったとは認められないとして請求が棄却された事例。———(東京地判 令和5年11月1日)

1 事案の概要

買主業者 X (原告) と売主業者 Y1 (被告) は、平成 30 年 12 月、Y1 がリフォーム再販する昭和 48 年築、地上 5 階建マンションの 1 室 (本件不動産) の売買契約 (価額 3700 万円、本件売買契約) を締結した。

Y1 の販売広告には、左上部分に「耐震基準適合証明書取得済み! ※耐震基準適合証明書があれば、住宅ローン減税の適用、登録免許税・不動産取得税の減額等のメリットが受けられます。」との記載があり、また、重要事項説明書には、耐震診断の有無「有」にチェックされ、一級建築士 Y2 (被告) が作成した耐震基準適合証明書が添付されていた。

その後 X は、同月 27 日までに、売買代金全額を支払い、Y1 から引渡しを受けた。

翌年 X は、本件不動産の管理会社から、耐震基準を満たしていない旨の記載がある「建物概要」と題する書面を入手した。同書面には、本件不動産を含むマンション全体について、平成 27 年 2 月に耐震診断を行った結果、耐震基準を満たしていない旨の記載があった。

X は、平成 31 年 4 月、本件不動産を 4280 万円で売りに出したが、同年 6 月には、売却価格を

3980 万円に下げた。

また X は、同年 11 月、金融機関から聞かれていることを理由に、Y2 に対し、耐震基準適合と判断した確認方法について質問する書面を送付したが、Y2 からの回答はなかった。

翌年 1 月 X は、転売先との間で、耐震基準を満たしていない物件であることを特約事項として定めた上で、売買価格を 2800 万円 (㎡単価約 38 万円) とする転売契約を締結した。

そして X は、Y1 及び Y2 に対し、現行の耐震基準を満たさない旨の説明がなかったなどとして、重要事項説明義務違反を理由とする債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償金 990 万円及び遅延損害金の連帯支払を求めて本件訴訟を提起した。

2 判決の要旨

裁判所は、次のように判示し、X の請求を棄却した。

＜X の損害について＞

X は、本件不動産は、現行の耐震基準に適合していない上、住宅ローン等の減税も受けることができないため、転売契約における売買代金額である 2800 万円の価値しかなかったにもかかわらず、



本件不動産が耐震基準に適合していることが前提となっていた本件売買契約において代金額が3700万円とされたことにより、900万円もの余計な支出が発生したという損害を被ったと主張する。しかしながら、本件不動産について、本件売買契約当時、耐震基準を満たさない建物として説明がされた場合、売買価格が2800万円にとどまったことを認めるに足る証拠はない。

また、認定事実によれば、本件売買契約前後の近接した時期に成立したマンションの他の部屋の取引価格が、いずれも㎡単価が55万円を上回っているのに対し、転売契約における取引価格は、㎡単価38万円余であって、他の部屋の取引事例と比較して相当な低額というべきである。そうすると、転売契約における取引価格が、耐震基準を満たさない建物として説明がされた場合の本件不動産の実勢価格として相当といえるかは疑問があり、売買契約当時の本件不動産の売買価格を推認させるものということとはできない。そして、他に、売買契約当時、耐震基準を満たさない建物として説明がされた場合、本件不動産の価値が3700万円を下回っていたことを認めるに足る的確な証拠はない。

むしろ、認定事実によれば、Y1は、平成29年12月、耐震基準を満たさないことを前提として2900万円で本件不動産を購入した後、フルリフォームに要する670万円余も含めて1023万円余の諸費用がかかることを考慮し、当初4280万円で売却活動を行ったが、金融機関からの借入れ条件との関係で、赤字であっても、本件不動産を売却することとし、Xとの間で、3700万円での本件売買契約を締結したという経緯を踏まえても、適合証明書が添付されたことによって、本件売買契約の売買価格が本件不動産の価値よりも不当に増額されたとは認められない。

なお、専門委員意見は、本件売買契約前後に成立したマンションの他の部屋の取引事例を基礎として、マンション分譲当時の新規販売価格に照ら

した各部屋の販売単価の比較、取引事例における耐震診断に関する説明の有無や各部屋の改装の内容、市内の中古マンション（70㎡）の価格動向をも踏まえて、本件売買契約当時、本件不動産の比準価格を3477万円と試算した上で、売買価格は、耐震基準を満たさない建物として説明がされた場合であっても妥当と判断するという内容であるところ、その推論の基礎とする事実や推論の過程は合理的であるといえる。また、当該比準価格と売買価格の差も、比準価格と実勢価格の差として合理的な範囲内といえる。この点に照らしても、Xの主張は採用できない。

以上によれば、本件売買契約において、適合証明書が添付されていたとしても、これにより、Xが本件不動産の本来の価値を上回る代金の支出を余儀なくされたという損害を被ったとは認められず、Yの説明義務違反や瑕疵担保責任を検討するまでもなく理由がないから棄却する。

3 まとめ

本件は、売主業者のリフォーム再販物件を、再転売するために購入した買主業者が、購入後に管理会社から耐震基準を満たしていない旨の記載がある建物概要と題する書面を入手し、損害賠償金等の支払を求めたが、損害が認められず棄却された事例である。

本判決後、判決を不服としたXが控訴したが、控訴審にて、Y1とY2が連帯してXに対し50万円を支払う内容等で和解が成立している。

旧耐震のマンションについては、本件のような事例もあることから、トラブル回避の観点より、管理会社から重要事項調査報告書を入手し、売主、管理会社及び管理組合に聞き取り調査を行い、耐震診断実施の場合はその内容を、耐震基準を満たさないことや補修を検討した資料などがあれば、それを買主に交付の上、十分に説明していただきたい。

[宅建士 業務管理者要件 指定講習修了証]をお持ちの方

2026年10月1日(木)より 更新手続受付が開始されます

2027年3月31日までに指定講習修了証の更新手続が必要です。

有効期限の6か月前から更新手続が可能です。更新には更新講習の受講・修了が求められます。

更新しない場合、業務管理者の要件を満たせなくなります。



もし更新しないと…

- ✓ 業務管理者の要件を満たすことができず、業務に支障がでてしまう…

有効期限内にきちんと
更新すれば…

- ✓ 業務管理者の要件を継続して満たすことができ、今後も安心して業務に携わることができる



※更新手続を行った場合も、賃貸不動産経営管理士の資格を取得できるわけではありません。別途試験に合格する必要があります。



詳細はこちら

宅建士 業務管理者要件 指定講習修了証 更新手続

1 更新講習の受講を申し込む

10月1日より更新手続の受付を開始します。

申込方法・講習内容等の詳細につきましては、9月末にお送りする案内をご確認ください。

2 更新講習を受講・修了する

eラーニング形式での受講となります。
全講習受講後、修了試験を受験します。

※対面での講習実施はありません。

講習実施期間

2026年10月1日～2027年3月31日

受講料

16,500円(税込)

【お問合せ先】

(公社)全国宅地建物取引業協会連合会
「指定講習」事務局〔㈱建築資料研究社(日建学院)〕

会員名簿発行形態変更のお知らせ (紙媒体⇒デジタル発行へ)

今年度より、隔年で発行しております会員名簿につきまして、紙媒体での発行からホームページ上(会員専用ページ)でのデジタル閲覧とすることといたしました。これは持続可能な開発目標(SDGs)実現や迅速かつ正確な会員情報の更新のために実施いたしますので、趣旨等ご理解のうえご承知いただくとともに、今後とも健全な会務運営にご協力いただきますようお願いいたします。



重要



茨城県宅建協会会員の皆様 会員情報（メールアドレス） ご回答のお願い（再送）

本書面のご回答については、全会員様が対象となります。
FAX 又は QR コードより必ずご回答くださいますようお願い申し上げます。
既にご回答くださった方につきましては、再提出の必要はございません。

令和8年5月号より全宅連会報誌「REAL PARTNER」が紙媒体での発行からデータ配信へ切り替わることに伴い、茨城宅建ではこれまで隔月に発送しておりました広報誌やチラシ等の郵送に代え、広報誌やチラシ等を当会ホームページ上で公開し、会員の皆様には公開した旨をメールで通知することといたしました。

本会といたしましても持続可能な開発目標（SDGs）実現のため、趣旨等ご理解の上ご承知いただくとともに、会員情報（メールアドレス）のご回答をお願い申し上げます。

免許番号	国土交通大臣	免許	第	号
	茨城県知事			
フリガナ				
商号				
(支店名までご記入ください)				
フリガナ				
代表者氏名				
フリガナ				
代表メールアドレス				
@				
協会からお知らせを配信させていただくため、貴社の代表メールアドレスをご記入ください。				
こちらは業協会・保証協会の変更届とはなり得ません。場合によっては、会員情報を確認の上、支部からご連絡がある場合がございます。あらかじめご了承ください。				

個人情報の取り扱いについて

ご提供いただいた情報は、当協会からのご連絡、研修等のご案内、法令改正情報の提供その他協会運営に必要な範囲内でのみ利用いたします。

当該情報を第三者へ提供することはありません（法令に基づく場合を除きます）。

当協会は、取得した個人情報を適切かつ安全に管理致します。



ご回答はこちらから

提出：9／30まで FAX：029-225-5785



宅建士証更新のための 法定講習会はインターネット からお申込みできます

法定講習とは、宅建業法第22条の2第2項に基づく講習であり、「宅地建物取引士証」の交付、更新（5年ごと）を希望する場合は受講していただく必要があります。受講方法は2通りございます。どちらか一方をお選びください。

WEB講習

- ・受講期間であれば場所や時間を問わずPCやタブレット等で動画視聴可能
- ・WEB上で「効果測定」を実施（7割以上正答で完了）。
- ・指定された受講期間内（受講開始日から28日以内）に受講修了
- ・郵送または窓口にて宅建士証の授受



これまでに
1,000人以上の方が
WEB講習を受講
されています

WEB講習



お申込みは
こちらから

座学講習

- ・指定日に県内会場で講習動画を視聴
- ・当日に新宅建士証を交付
- ・遅刻、早退をした場合・お持ちの宅建士証をお忘れになった場合、新しい宅建士証のお渡しは後日となります。



座学講習



お申込みは
こちらから

<申込方法>

茨城宅建協会ホームページよりお申込みください。WEB講習・座学講習どちらもお申込みできます。WEBからの申込み要件は次の3点です。

- ・茨城県登録の方で、登録事項（氏名、住所、本籍地、従事する宅地建物取引業者）に変更がない方
- ・ご自身で引換証等の印刷が可能な方
- ・ご利用できるメールアドレスをお持ちの方

上記3点に当てはまらない方、又は郵送でお申込みを希望する方は、宅建協会までご連絡ください。 ☎ 029-225-5300

開業支援セミナー開催中！

開業するならハトマークの宅建協会へ！
茨城県内で宅建業開業を検討されている方、
現在従業者としてお勤めの方も大歓迎！
あなたの新しい一歩を全力でサポートします！

開催スケジュール

土浦会場	9/9(水)	11/11(水)	1/13(水)
水戸会場	10/21(水)	12/9(水)	2/10(水)

☑ 免許申請が不安…

☑ 開業したいけど悩みがある

☑ 誰かに聞いてみたい！

その悩み…開業支援セミナーで解決しませんか？

令和 8 年 4 月開始以降、
10 名以上の方にご参加
いただいております。
参加者の中から実際にご
入会された方も複数名い
らっしゃいます！

お申込みはこちらから▼



茨城宅建



<https://i-takken.or.jp/>

セミナー参加には事前お申
込みが必要です。ホームペー
ジからご予約ください。



会報誌「いばらき宅建」廃刊のお知らせ

平素は、当協会会報誌「いばらき宅建」をご愛読くださり、深謝申し上げます。

本誌は、昭和 42 年に創刊以来 152 号発行してまいりました。業法改正情報を始め、実際の判例を載せた紙上研修、国や自治体から宅建業者へ向けた通達等を広くお伝えするため、本誌は注力して参りました。

しかしながら、情報の鮮度が求められるこの業界において、会報誌の形態としては一定の役目を果たしたと判断し、この度、本号をもって廃刊することといたしました。

これまで会報誌の発行にご尽力された関係者の皆様に、心より敬意と感謝を申し上げます。

会報誌は廃刊となりますが、今後メールマガジンへと形態を変え、皆様へさらに充実した情報発信を続けていけるよう努めて参ります。引き続き、ご愛読賜りますようお願いいたします。

新入会員紹介

(R8.2.1～7.31)

支部名	最新免許年月日				商号	代表者 (政令使用人)	住 所	TEL
水戸	茨城	知	7579	R05.08.17	(株)トーマン 水戸店	梶岡 博樹 (熊倉 千晴)	310-0853 水戸市平須町 1820-475 エムロード 21 C1 階	029-350-9818
	茨城	知	7756	R08.02.06	(株)さんさんきゅう	佐々木直樹	310-0851 水戸市千波町 1156-3F	029-246-5339
	茨城	知	7755	R08.02.06	影山不動産総合センター	影山 幸雄	310-0802 水戸市柵町 1-5-1	029-227-1515
	茨城	知	7758	R08.02.09	(株)石井輝一商店	石井 利一 (木村 波月)	319-3515 久慈郡大子町大字内大野 2058	0295-76-8666
	茨城	知	1974	R03.11.11	茨城セキスイハイム(株) 水戸イオン店	鈴木 芳仁 (田盛 洋昭)	319-0317 水戸市内原 2-1 イオンモール水戸内原 1F (107A)	029-309-0061
	茨城	大	11115	R08.02.27	(株)茨城木材相互市場	大谷 知行	310-0826 水戸市渋井町 50 番地	029-221-3111
	茨城	大	11115	R08.02.27	(株)茨城木材相互市場 西原事業所	大谷 知行 (神長 敦)	312-0003 ひたちなか市足崎字西原 1380-33	029-285-8981
	茨城	知	7770	R08.06.04	相続いばらき相談室	田中 庸介	310-0031 水戸市大工町 2-4-28	029-350-3910
	茨城	知	7782	R08.06.30	(株)ノミネート	小山田久人 (小林 勝義)	310-0846 水戸市東野町 290-4	029-297-3293
	茨城	知	7776	R08.06.12	(同) パッサーージュ	内田 陽一	311-1201 ひたちなか市阿字ヶ浦町 185-1	029-357-9669
土浦・つくば	東京	大	6857	R06.04.20	タマホーム(株) つくば店	玉木 康裕 (大西 俊寛)	305-0817 つくば市研究学園 6-51-12 (つくばハウジングパーク内)	029-861-7655
	茨城	知	7765	R08.04.16	(株)おもだか不動産	坪井 誠	315-0055 かすみがうら市稲吉南 1-6-32	029-896-6256
	茨城	知	7766	R08.04.28	ふらっと不動産(株)	山口 稜馬 (高橋 清次)	300-2655 つくば市島名 2900-2 インプレス 101 号室	029-897-3440
	茨城	知	7763	R08.04.13	(株)ワイズエンジニアリング	羽成沙耶香	300-0834 土浦市小岩田東 1-9-23	029-824-0135
	茨城	知	7772	R08.06.05	(同) ACC サポート	渡辺 智英 (石田 伸幸)	300-0053 土浦市真鍋新町 9-15	029-898-9671
	茨城	知	7784	R08.07.02	(株)榛名商事	四宮亜友美 (猪俣 祐人)	315-0052 かすみがうら市下稲吉 1841	0299-59-3016
	茨城	知	7777	R08.06.23	好日不動産(株)	橘 美咲	305-0023 つくば市上ノ室 2034-1	029-869-8123
	茨城	知	7779	R08.06.26	(株)リポリス	小津信太郎 (荒井ひとみ)	305-0817 つくば市研究学園 1-2-15	029-828-5377
県西	茨城	知	7762	R08.02.10	リトル(株)	上野翔太郎	308-0005 筑西市中館 2353	0296-24-7820
	茨城	知	7759	R08.02.09	ゆうき不動産 リアルティ(株)	町田 康紀	307-0052 結城市中央町 2-6-4	0296-45-6730
	茨城	知	7767	R08.05.08	アイ・ビー・ケイ	枝 健太郎	304-0067 下妻市下妻乙 483-1 秀月テナントNo.1	0296-48-8914
	茨城	知	7771	R08.06.04	コスモ企画	古谷野幸二郎	307-0001 結城市大字結城 7970-6	0296-20-8565
	茨城	知	7778	R08.06.23	(株)はなさか	岡崎 稔	304-0056 下妻市長塚乙 31-8	0296-49-6511
	茨城	知	7785	R08.07.03	享和不動産	海老澤 享	308-0812 筑西市深見 243	090-4454-9989
鹿行	茨城	知	7757	R08.02.09	(株)石津興産	石津 直輝	314-0132 神栖市筒井 1759-1	0299-92-3333
古河・ 岩井	茨城	知	7768	R08.05.21	(株)ニューライフ不動産	石川 雄一	306-0125 古河市仁連 2219-9	0280-23-6969
県北	茨城	知	1278	R04.01.25	大みか不動産(株) 常陸多賀店	橘 英太郎 (川野邊朝美)	316-0003 日立市多賀町 1-13-20	0294-87-9777
	茨城	知	7764	R08.04.13	(株) GSEVEN	石川美都利	319-1411 日立市川尻町 3-12-5	0294-85-8266
牛久・ 竜ヶ崎	茨城	知	7754	R08.01.27	(株)ライフシフト・サポート	蒔田 敏文	301-0000 龍ヶ崎市六斗蒔 7614-3	0297-95-4559
	茨城	知	6752	R07.10.26	アイテムコーポレーション(株) 牛久支店	星 淑子 (浅野 智子)	300-1236 牛久市田宮町 142-6 牛久駅前ビル	029-875-4620
	茨城	知	7775	R08.06.12	日本土地開発(株)	山崎 闘流	300-1234 牛久市中央 5-10	050-6870-0547
	茨城	知	7781	R08.06.30	みどり不動産 (同)	高橋 遼斗	301-0814 龍ヶ崎市 7417-4	090-4874-5969

いばらき宅建 No.152 2026.8 月

<https://i-takken.or.jp> 7 月現在会員数：1,711 名

■発行所／公益社団法人 茨城県宅地建物取引業協会・公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会茨城本部

■住 所／〒 310-0066 茨城県水戸市金町 3-1-3 茨城県不動産会館 ■ TEL / 029-225-5300

■発行者／情報提供委員会